

鳥取県公報

主要目次

◇監査公告
 昭和二十五年度的かかる各土木出張所等の定期監査結果公表
 昭和二十五年度的かかる経済部等の定期監査結果公表
 昭和二十五年度的かかる各地方事務所の定期監査結果公表
 昭和二十五年度的かかる教育委員会事務局各支所の定期監査結果公表
 昭和二十五年度的かかる農産物門司幹旋所等の定期監査結果公表
 昭和二十五年度的かかる鳥取、米子兩県税事務所の定期監査結果公表

監査公告

◇監査公告第六十号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年度的かかる各土木出張所、港湾修築事務所、港務所及び戦災復興事

昭和二十六年十二月二十日
 外 木曜日

務所の定期監査を執行してその結果を次の通り県議会及び知事に報告したので公表する。

昭和二十六年十二月二十日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

〃 〃 山 上 吟 鏡

〃 〃 前 田 玄 一

監査執行個所 監査執行月日

郡家土木出張所 昭和二十六年六月 十八日

鳥取土木出張所 〃 〃 年六月 十九日

東部港湾修築事務所 〃 〃 年六月 二十日

倉吉土木出張所 〃 〃 年六月二十一日

境 港 務 所 〃 〃 年六月二十二日

境戦災復興事務所 〃 〃 〃

米子土木出張所 〃 〃 年六月二十三日

本書ノ大きサハ(定規格A五判)

根雨土木出張所 〃 年六月二十五日
監査概評

県下各土木出張所、港灣事務所、並びに港務所に対する事務、事業全般に亘り監査したがその結果は大体において良好に執行しているものと認められた。しかし事業において予算上翌年度へ支払繰越のものがあつたり又事務処理において是正すべきものがあつたので早急改善是正すべきものと認められた。なお之等の点で各所の共通する事項は次の通りである。

一、各種土木工事は国庫補助金の受入時期の遅延或いは起債認可の遅延等により多くが年度末近くに起工しているものが多い。又災害復旧工事で予め計画せるものも工事費予算措置の伴わないものが生じ翌年度へ支払繰越を余儀なくしているものが散見されたが、施工した工事の維持管理或いは有事の際の責任の問題とか又業者への支払遅延等が生ずることとなるのでこれ等の諸点については充分留意し計画執行と工事の効率化につき慎重を期することが緊要と認めらる。

二、道路損傷負担金徴収の問題に関しては既往の定期監査及び決算審査の際、再三指摘して来たところであるが現状は各土木出張所共過去昭和二十三年度以来の滞納額が累加し左表の如く相当額の未収金を生ぜしめておる状況である。しかもこれが徴収に関しては土木出張所職員には強制徴収権がなく又人手も足りないもので全く困惑し持て余している実状である。他方該負担金納入義務者の大部分をなしている各種自動車所有者は道路修理協会を設立すると共に道路修理班を組織し現物提供して県に協力すること、し折衝中とのことであるが未だこれが具体的に決定していないようである。何れにしてもこれは事後の問題として、早急解決すべきものであるが尠く共過年度分滞納額は何等かの方法により早急これを徴収さるべきものと認めらる。

道路損傷負担金未收状況調

年度区分 土木出張所名	昭和二十三年度		昭和二十四年度		昭和二十五年年度		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
鳥取	1	1円	15	379,175円	19	3,923,133円	35	6,711,487円
郡家	121	48,473	108	199,295	105	89,961	434	287,728
倉吉	17	57,050	14	107,017	27	111,244	93	375,311
米子	14	140,040	37	226,900	17	115,803	67	482,747
根雨	2	35,600	2	8,090	10	31,310	14	148,010
計	246	321,266	125	1,030,477	171	699,650	542	1,995,363

註 昭和二十五年年度下半期分は未だ県より賦課決定の通知がないので未調定となつており従つて本表中には含んでなす。

三、昨年度外、広告物條例制定以來これが取締りについては第一線機関である各土木出張所において努力しているが一般に対し今少し法の趣旨内容の周知を図ると共に取締の徹底を期すべきである。尙これに要する経費は極めて僅少であるが取締第一線機関である各土木出

張所等は全然経費を与えていない。又許可を受けた者はその広告物又はこれを掲示する物件の一部に許可年月日、番号の表示又は設置の期間及び管理人の住所氏名を本人自ら記載することになつてゐるも殆んどこれを励行するものがないので取締りの目標を失う虞れが

ある。従つて県発行の検印した標示札でも交付し貼附せしめる等の方策を樹て取締の徹底を期することが肝要である。

四 堤塘、道路使用許可、屋外広告物許可、河川産物売払許可等の所謂行政処分権限を各出先機関に大巾移譲方については県においても考究されつゝあるも現地の実情を検討するに具進達の形式に墮しているものが見受けられ又事務の簡省化、能率化或いは申請人の便宜の点等総合的見地から可能なるものはこれを可成移譲するよう考慮が望ましい。

五、建設業法に基く業者の登録は各土木出張所をして行わしめると共に同出張所を閲覧所に指定しあるが、これの登録簿の記載洩れとか又所定事項変更届を提出した場合の手入処理において不十分な点が見受けられるし、又各所の整理方法に統一を欠いていゝ憾みがある。本法確立の基底をなすこれが名簿の重要性から見て記載の充全を期すると共にその記載方法とか関係書類編さん上の明確区分等について整然とした処理が必

要である。

郡家土木出張所 昭和二十六年六月十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

監査概況

一、当所の昭和二十五年年度に施工した各種工事は総べて予定通り完成し良好と認められた。なお工種別の主なるもの概況は次の通りである。

(1) 府県道改良並びに砂利道補修工事

当所管内府県道総延長二九一軒に対し本年度実施した道路改良工事は延長一、七六五米(工費一千六万余円)と砂利道補修工事延長一一、七軒(工費三百二十万余円)であつて幹線としては漸次維持されつゝあるが支線においては、なお相当補修を要するものがある。又国道二十号線戸倉峠改良工事は昭和二十六年年度より国直轄工事として実施中である。

(2) 道路、橋梁、架換、補修工事

本年度施工分九橋(内永久橋一)延長一九四米(工費一百八十余万円)で漸次橋梁の状況は良好となりつゝあるもなお早急架換を要するものが未だ十一ヶ所もある。

(3) 砂防堰堤及び流路工事

八東川、千代川の兩河川上流部四ヶ所(工費七百七十五万余円)を完了している。

(4) 河川改良工事

昭和二十二年年度より継続工事中であつた千代川上流智頭地域内の改良工事は本年分延長七五〇米(工費一千八十余万円)を以つて二応計画通り完成してゐる。なお昭和二十六年年度より五ヶ年計画で八東川の改修を総工費一億八千万円を以つて実施する予定のようである。

(5) 災害復旧工事

昭和二十五年年度迄の施行した各年災害復旧工事の進捗状況は

二十二年災害総額 五千七百余万円

本年度を以つて全部完了

二十三年々 六千万円

七〇%

二十四年々 三千百余万円

三六%

二十五年々 三千七百余万円

七〇%

以上の通りであるがなお管内の道路の維持管理並びに橋梁架換補修程度も漸次良好となりつゝあるが各河川の上流部における河床は依然として隆起している状況につきこれら河川の荒廢により有事の際の被害を最少限度に喰止める対策を積極的に講ずべきものと認められた。

二、經理その他事務の処理状況は概ね良好と認められたがなお次の通り不備の点があつたので整理すると共に今後充分留意すべきである。

(1) 直営工事現場における資材の受払簿その他関係帳簿の整理は良好と認められたが智頭南方工事及び若桜堤防工事現場の賃金台帳に領収印洩れがあつたので早急調査の上整理された。

(2) 堤塘(河川敷)及び道路(軒担突出、通路施設)の使用料収納状況並びに台帳整理は概ね良好と認められたが昭和二十五年限度限り期間満了に伴う更新手続を要するものが堤塘分二一件、道路分六七件は早急手続を完了し収納措置を講ずること。

(3) 建設業法により業者登録名簿並びに原本の整理は概ね良好であるも記載方法を統一し整然とすることが望ましい。

(4) 河川産物採取許可で果え許可進達分一件(中山、料金六百円)は長日月許可未着の儘となつてゐるので調査し結末を了すること。

(5) 収入関係で歳入調定簿の減額整理及び収入簿の記帳がマチ／＼で整理不統一であるから今後処理の統一を要するものと認めた。

(6) 道路工事に貸与せる備品種は貸与簿により整備し置くこと。

(7) 消耗品交付簿を作成し出納を厳格にすること。

鳥取土木出張所 昭和二十六年六月十九日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 " 山 上 晴 鏡
 " 前 田 玄 一

監査概況
 一、昭和二十五年当初所管の各種工事施工状況は市町村補助工事の一部が昭和二十六年度を支払繰越となつてゐる外順調に施工し竣工してあるものと認められた。その状況を示せば次の通りである。

- △府県道改良工事 七百十五万八千余円
- 鳥取城崎線外六線
- △砂利道補修工事 五百九十七万四千余円
- 国道十八号線外六線
- △補装道補修工事 二百二十四万三千余円
- 国道二十号線外一線
- △道路災害防除工事 五十三万余円
- 網代鳥取線(覚寺峠)
- △重要幹線街路工事

工 種	国		査		單		果		計
	ケ	所	工	費	ケ	所	工	費	
道 路	三	三	一、七〇〇、一〇七、四〇	円	五	五	四、七〇七、〇〇七、〇〇	円	一、七、七、七、〇〇
			大岩停車場線外一線	二百七十九万四千円			△河川維持修繕工事		
			△橋梁架換工事				蒲生川、河内川、末用川	二百二十七万一千余円	
			国道十八号線(恩志橋)	四百八十二万七千円			△砂防工事		
			△橋梁改修工事				日置川流域日置川外四川	七百四十六万円	
			大路川堤防嵩上工事(土居橋)	三十三万円			△災害防除砂防工事		
			建設省直轄工事として大路川改修をなし之が附帯				千代川流域砂見川外二川	百三十九万円	
			工事として全額国費にて受託施行す。				△港湾維持浚渫工事		
			△橋梁塗装工事				鳥取港浚渫土量	六百万円	
			国道十八号線(千代橋)	百八万二千余円			△單獨果費修繕工事		
			△橋梁補修工事				道路 蒲生鳥取線外七線	百十九万一千余円	
			河原宇倍野線中郷橋外八橋	二百五十九万九千余円			河川 蒲生川筋外二川(含鳥取港)	八十七万五千円	
			△河川改良工事				砂防 谷川筋	六万七千円	
			日置川、塩見川	千九百万余円			△災害復旧工事		
			○二十三年災害復旧工事					四千十一万九千余円	
								二千二百三十八万五千余円	

橋	河	砂	港
橋	河	砂	港
梁	川	防	灣
二	一六	三	一
九三、〇〇〇	一三、六三、八〇七	一九二、二三五	三、〇九五、六五五
二	七	三	一
二四三、〇〇〇	四八〇、五〇〇	三六、〇〇〇	一
一、一八〇、〇〇〇	一四、一六四、三〇七	二、二七八、二三五	三、〇九五、六五五

○二十四年災害復旧工事

七百八十万六千余円

道	橋	河	砂
道 <td>橋</td> <td>河</td> <td>砂</td>	橋	河	砂
路	梁	川	防
一	一	二	一
二四八、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	五〇、七二五〇	一、二五〇、〇〇〇
二	七	一	二
五七、〇〇〇	一七六、〇〇〇	三八、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
八二五、〇〇〇	四六六、〇〇〇	五、〇五、二五〇	一、四四〇、〇〇〇

○二十五年災害復旧工事

九百九十二万七千余円

道	橋	河	港	砂
道	橋	河	港	砂
路	梁	川	灣	防
一三	二	二	一	一
五、三八八、三六	三、四三、〇〇〇	三、四三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一
一五	一〇	一四	一	二
一、三九七、五六九	六五〇、〇〇〇	一、五〇一、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	一六八、五〇〇
六、二八五、八九五	九七、〇〇〇	一、六二一、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	一六八、五〇〇

△町村補助工事

二千七百七十五万三千余円

区	分	国		県		計	
		ヶ所	費	ヶ所	費	ヶ所	費
二二	二年災害	四	一、三三七、四七六	四	一、三三七、四七六	八	一、三三七、四七六
二三	三年災害	一三	一、九八〇、〇〇〇	一〇	六九、五六〇	二〇	一、一、〇七〇、〇〇〇
二四	四年災害	五	二、〇五、四一一	一	一	六	二、〇五、四一一
二五	五年災害	五	二、二三五、七四三	一	一	六	二、二三五、七四三

○市町村道路改良工事(單県)百二十四万七千余円
 ○上水道新設改良工事大郷村福井外九ヶ所(單県)
 二百二十九万九千余円

右補助工事の内予算上八十五万一千余円二十六年度
 繰越となっている。

二、懸案の所長公舎新築は昭和二十五年工事費九十三
 万五千余円(寄附金)を以つて施工のこととなつてい
 るが同年度においては用地購入一二三、五坪十八万五
 千二百五十円を支払つた程度で建物新築は寄附金受入

れが遅れたため年度内には実施不可能となつて
 三、緊急失業対策工事は昭和二十五年延三七、〇四四
 人を吸収就労せしめ賃金五百八十三万七千余円を支出
 しているが、これが施工中事故災害が頻繁に発生して
 いる。即ち死亡一名負傷十名を出し之に要した扶助費
 七万一千余円あつたが施工現場における指導監督を嚴
 にし事故の未前防止に留意すべきである。
 四、緊急失業対策事業はその工事の施工場成る程度已む
 を得ないこと、思料するも工事設計書が工事完了後

作成されている傾向にある。事前に作成した設計書により施工すべきである。なお昭和二十五年年度失業対策事業の執行状況は次の通りである。

- 国道十八号線外十ヶ所 三百六十五万七千余円
- 道路改良工事 三百六十五万七千余円
- 円護寺川筋 二百十八万余円
- 河川改良工事 二百十八万余円

- 五、堤塘並びに道路占用料は何れも収納処理及び台帳整理は良好と認められた。しかし昭和二十五年年度限り期間満了のものが堤塘分九五件道路分六件があつたので急速更新手続を了するよう努められた。
- 六、建設業法による業者の登録簿に書類不明のため登録洩れのもの一件(永原勇美夫)あつた外は整理状況は良好と認められた。なお登録洩れものは調査の上登録を了すべきである。
- 七、広告物許可台帳に料金並びに調定済事項の記入洩れのものが見されたが今後厳格に記入すること。
- 八、書類の編さんは今少し厳格にし重要書類等には索引

を附する等して整然とすべきである。

東部港湾修築事務所 昭和二十六年六月二十日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡
前 田 玄 一

監査概況

当所昭和二十五年年度各種工事は何れも予定通り順調に竣功し良好と認められた、状況次の通りである。

- △網代港 三千一百三十万七千余円 進捗率 一〇〇%
- 修築工事 六百五十九万九千余円 進捗率 一〇〇%
- 南防波堤 五四、九米
- 基部捨石堤 二、三、五米
- 尖端部混成堤 三一、四米 進捗率 一〇〇%
- 漁港修築工事 九百四十九万九千余円 進捗率 一〇〇%
- 北防波堤 二六米
- 荷揚場新設 一〇〇米 進捗率 一〇〇%
- 維持浚渫工事 二百三十五万二千余円 進捗率 一〇〇%

港内浚渫土量 一三、四六三立米

進捗率 一〇〇%

○災害復旧工事(国補) 一千二百六十五万七千余円

進捗率 一〇〇%

内港物揚護岸復旧工事外四ヶ所

進捗率 一〇〇%

○災害復旧工事(単県) 十四万一千円

進捗率 一〇〇%

漂砂浸入防止柵工事外一ヶ所

進捗率 一〇〇%

○經常港灣維持工事 二十万円

進捗率 一〇〇%

港内浚渫土量 七〇二立米

進捗率 一〇〇%

△田後港 一千九百七万二千余円

進捗率 一〇〇%

○港灣維持浚渫工事 一百四十二万四千余円

進捗率 一〇〇%

港内浚渫土量 四、七二五立米

進捗率 一〇〇%

○災害復旧工事(国庫)九百五十四万八千余円

進捗率 一〇〇%

第三防波堤復旧工事外二ヶ所

△浦富海岸

○災害復旧工事(国補町村補助工事)

護岸復旧

進捗率 一〇〇%

右の中浚渫、維持工事は竣功後長期日経過しているが未だ主管課に対し精算設計が提出されていないので早

急提出すべきである。

一、港灣工事は道路、河川工事と異なり特殊性を有するため優秀技術、技能を以つて工事に当るべきは毎回監査時言及する処であるが殊に本県の港灣は漂砂による埋没が大部分でありこれが根本対策は緊急欠くべからざるものがある。

二、經理その他一般事務の処理状況は一応整理されているが個々に互りなお不備不充分のものがあつた。特に左の点今後留意し改善を望む。

(1) 田後港維持浚渫工事(直営)中、九月及び二月分の出面簿による金額と貸金台帳の金額と不突合のものが二件あつた。

(2) 網代漁港修築事業(直営)中栗石採取に要する船舶借上料を採取人夫賃に含め賃金で支給しているのは予算經理上適正でない。

(3) 工事現場の資材受払簿は整理されているが総括資材受払簿記帳は明確を欠いているので厳格に出納すべきである。特に出納の場合工事区分を摘要欄に記

入し明確にすべきである。

④ 現金出納処理に伴う所得税の年末調整による過納還附金桶田技師外一名分一千九百六十二円の還附に際し領收書を徴しおくべきである。

⑤ 各種工事台帳に竣工検査員氏名並に検査終了月日の記載なきものが多数あるが嚴格記載しおくべきである。

倉吉土木出張所 昭和二十六年六月二十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
 " 山 上 吟 鏡
 " 前 田 玄 一

監査概況

一、昭和二十五年年度において施行の各種工事は順調に進捗されその主なるものは次の通りである。

- 道路改良工事 倉吉由良線外二線 五百七十二万余円
- 道路橋梁補修工事

砂利道補修国道十八号線外四線(三一、五八軒) 四百五十九万円

橋梁補修 天神橋外七ヶ所 一百九十八万余円

施行状況は良好であるが交通頻繁に伴い路面の損傷も激しいが工事費予算の關係で維持管理に苦慮している。

○河川改良工事 五百万円

昭和二十五年年度より継続事業として由良川改良工事を施行している。

○砂防工事

通常砂防 福本川外四河川 九百四万余円

災害防除 竹田川外一河川 九十三万余円

○港湾工事

漁港修築工事 泊港 一千万円

防波堤工事 泊港 二百五十二万円

港湾浚渫工事 赤碕港 二百五十万円

○災害復旧工事

二十二年災害(道路一) 二百二万余円

二十三年災害(道路一〇、河川一五) 千五百

二十三年災害(橋梁四、港湾一) 二十三万余円

二十四年災害(道路二、河川七、海岸一) 一千一百四十一万余円

二十五年災害(道路一一、河川九) 百八十五万余円

五港灣二九

○緊急失業対策事業

二百八万余円

二、經理その他事務の処理状況は概ね良好であつたが左記事項については今後充分注意すべきである。

- ① 道路占用許可台帳中通路施設許可分が昭和二十年三月を以つて期限満了のものがある。至急期間更新し整理すること。
- ② 道路占用軒担の新規許可申請中二件を本年一月進達未処理にしているが至急本庁主管課と連絡し措置されたい。
- ③ 由良川改良事業(直管工事)中賃金台帳による支給金額(二、〇二五円)と出簿による金額(二、二〇五円)と不突合のものがあつた。
- ④ 砂利道補修工事中關係帳簿類は本所管轄分と八橋駐在分の区分をしたもの或いは合体したもの等があ

つてその処理が不分律であるからその限界を明確にし整理し置くこと。

⑤ 建設業法による業者の登録名簿登録洩のもの七件(七名)あり又登録所事項の変更届出のものが全然名簿及び原本に手入がなされていなかったがそれぞれ登録或いは整理すべきものと認めた。

⑥ 河川産物採取に伴う県の許可を必要とするもの進達が甚だしく遅延せるものが散見された従つて県より指令前既に採取代金も納入済等矛盾を生じており不合理につきこれが処理の迅速化に努め合理的処理に留意されたい。

⑦ 建設業法による登録業者よりの寄附金で本人の寄附金採納願なきものが六件あつた、これ等は本人の意志表示となる前記書類により受入手続されたい。

境港務所 昭和二十六年六月二十二日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 〃 山 上 吟 鏡
 〃 前 田 玄 一

監査概況
 一、本港の二十五年中における工事施行状況は次の通りであつてほとんど年度末迄には竣工されていた。
 二十三年災害單県境港物揚場棧橋復旧工事

物揚場護岸復旧工事
 一 九十二万余円
 二十三年災害 二 二百三十一万余円
 〃 二十四年災害 一 九十八万余円
 〃 二十五年災害 一 一百九十八万余円
 二十三年災害單県隠岐丸棧橋復旧工事
 一 七十八万余円
 上屋々根及側面修繕工事 三 六十七万余円
 木造棧橋補修 一 四万余円
 岸壁修繕 一 六万余円

物揚場道路修繕 一 十八万余円
 護岸修繕 四 十五万余円
 物揚場棧橋復旧 一 八十五万余円
 緊急失業対策事業 一 四百五万余円
 計 一八 一千三百三万余円

二、境港において昭和二十五年中船船の入港貨物の移出入を見ると左表の通りで昨年度に比すれば相当の減少振りで期待されていた韓国との貿易も動乱により立切れの状態となつたこと、一方鮮魚貝類の荷揚不振と岸壁使用料を徴収するので他港を利用する等が大きく原因し境港を衰退に陥らせつゝあるものと認められるのでこれ等の点につき今後充分検討すべき余地あるものと認めた。

区 分	年 度		別	適 要
	二十五年	二十四年		
入 港 船 舶	二、八六一隻	一九、二四三隻		
出 貨 数	一四、五三〇屯	四〇四、八五〇屯		
入 貨 数	七一、〇六六屯	1		

三、給水施設については昨年も監査結果により指適した処であるが今なお設備が実施されていない。給水施設の整備と当港務所の重要事業と監察されるので早急整備し同港発展に寄与することが緊要である格段の配意が望ましい。

四、会計経理その他事務の処理状況は良好であつたが左記事項留意すべきである。

- (1) 岸壁使用料調定は出願書を便宣上県漁業共同組合連合会境支所に依頼し送致を受けその都度調定しているが成るべく早期に送附せしめ調定収入されたい。
- (2) 給水料金は相当、後日書類を提出せしめ調定収入手続しているが事情の許すかぎり給水の都度所定の

手続をなし料金を収入されたい。
 (3) 物揚場使用台帳中期満了のもの(中国海運境支局分)が手続中であつたが早急処理すること。

境戦災復興事務所 昭和二十六年六月二十二日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 〃 山 上 吟 鏡
 〃 前 田 玄 一

監査概況
 一、境戦災復興事業は昭和二十二年より三年計画により総事業費八百万余円を以つて着工されたのであるが時日の経過と共に経済事情の変動とそれに伴う国庫補

助の關係で当初計画を変更し一年延長、しかも一部地域の縮小を見て総工費一千四百二十四万四千余円を以

つて昭和二十五年工事を完了している。二、年度別に事業執行状況を見れば次の通りである。

年 度	土地区劃整理	街路事業	水路事業	幹線街路事業	都市計画事業	計
二十二年度	1,111,551	1,001,106	1	1	1	3,113,757
二十三年	1,600,000	1,041,106	1,350,000	1	1	4,362,008
二十四	1,000,000	1,400,000	1	1,210,000	1	5,491,733
二十五	2,600,000	600,000	1	1	2,587,000	4,058,700
計	6,671,551	3,823,152	1,350,000	1,210,000	2,587,000	14,144,266

三、本事業竣工に伴ない事務的処理が相当遅延し左記事項が未解決となつてゐるが急速処置すべきものと認め

た。
四、經理その他事務の処理状況は適正なるものと認め

- (1) 町名地番の整理
- (2) 換地説明書の耕地整理登記令による整備
- (3) 境町火災地区の換地認可
- (4) 区劃整理委員会に対し最終的諮問

(5) 土地評価による精算事務並びに登記事務
米子土木出張所 昭和二十六年六月二十三日監査
監査委員 岸 本 政 嘉
" " 山 上 吟 鏡
" " 前 田 玄 一

監査概況

一、昭和二十五年年度において施行した各種工事は予定の通り完成しておりその主なるものは次の通りである。

○道路改良工事 大山線 二百万円

○道路橋梁補修工事

鋪裝道補修 渡一米子線外一線延長一、二九籽 一百七十四万余円

砂利道補修 国道十八号線外三線延長二九、一籽 三百九十九万余円

橋梁補修並に架換 五ヶ所 三百三十万余円

○河川改良工事

小松谷川 兩岸築堤(延長二、三七籽) 一千万円

(昭和十六年より起工した本工事は本年度を以つて全部完了)

佐陀川 兩岸築堤(延長一、四六籽) 二千五百万円

○河川維持工事 一ヶ所 二百七十五万余円

○砂防工事 五ヶ所 一千四百余万円

○港湾浚渫工事 米子港 四百万円

○災害復旧工事

二十三年災害 県工事 二十三ヶ所 三千三百万円
町村工事 二ヶ所 一百二十余万円

二十四年災害 県工事 二ヶ所 五百五十八万余円
町村工事 二ヶ所 七百三十七万余円

二十五年災害(県工事) 一五ヶ所 三百十八万余円
町村工事 二ヶ所 七百三十九万余円

○失業対策事業 一ヶ所 一千一百七十余万円

二、阿弥陀川改良事業は漸く国の認証を得て(全体事業計画二億四千万円)昭和二十六年より着工の予定であるが本河川は大山溪流である飯戸川、坊領川、川手川の三支流を有する荒廢河川であるのでこれら上流河川の砂防事業と相俟つて充分効果を挙げるよう努力が望ま

三、經理その他事務の処理については次の通り不備の点があつたので整理すると共に今後充分留意されたい。

- (1) 道路改良事業(直管工事分)に洋釘、木材等使用されているが工事現場資材受払簿に是等が記載されていない又使用人夫の就労点検簿がなかつたが工事

箇所別に関係諸帳簿は一括整理し置くべきである。

(2) 防砂堤直管工事(皆生海岸)現場備付貸金台帳の整備が不充分であつた。特に領收印洩れが二十七件もあつた、至急調査の上整理されたい。

(3) 失業対策事業の労務者の掌握不充分のため出役労務者の中当日分賃金不払として翌日分支給の際同一人に対し二人役就労せしめたこととして支給してゐたが適正でない。

(4) 工事用資材の受払簿は現場毎の備付はしてあるも総括受払簿が作成されていない、「建設工事直管規則」に示す帳簿類は作成し厳格に出納すべきである。

(5) 建設業登録は概ね良好に登録整理されていたが同手数料中昭和二十四年度に収入すべきものを昭和二十五年区とし年度区分を誤つていたもの三件あつた、今後は厳格に処理されたい。

(6) 広告物取締條例に基く当管内許可取扱件数は約四〇件である。鳥取倉吉の件数に比し稍々少ないので取締りの徹底に留意を望みたい。

(7) 建築確認事務手数料の調定に申請書受付時に調定し又県より確認通知書に基き調定した、め重複のものが二件あつたので調定処理は厳格にするよう充分注意されたい。

(8) 備品貸与簿は目下整理中であつたが急速に整備されたい。

根雨土木出張所 昭和二十六年六月二十五日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

前 田 玄 一

一、本所管内における各種工事は計画通り完成し良好と認められた、その主なるものは次の通りである。

(1) 道路改良工事

鳥取広島線(多里)外一線七七四米 四百万円

(2) 道路補修工事

〃(日野上、多里外)二線二二、五〇〇米 三百九十九万円

(3) 橋梁補修工事 江尾橋外七橋 二百万余円

(4) 災害防除工事 保野川(米沢)外一ヶ所 一百五万余円

(5) 通常砂防工事 大江川(日光)外七ヶ所 一千三百九十九万余円

(6) 河川維持工事 日野川(溝口) 一百四万円

(7) 単獨県費道路改良工事、法勝寺根雨線外六線九五八米 一百四十万余円

(8) 各年災害復旧工事 二十五年区迄竣工箇所数一七九ヶ所 査定額 六千一百三万余円

二、当管内の地勢に鑑み各河川の砂防工事の緊要なることは昨年度監査の際にも指適したが昭和二十五年度はこれに留意し八ヶ川の施工(工費約一千四百万円)を見たことは眞に結構なことである、しかし猶緊急に砂防工事が必要と認められるもの二十四河川に及んでゐるので昭和二十五年区に引続き二十六年度も砂防工事は重点施工することが緊要である。

三、工事数と工事現場監督職員数との比較検討の問題は昨年の監査にも指適した処であるが昭和二十五年度は職員を更に一名減員されており益々完全なる工事監督を不可能にしてゐる殊に比較的直管工事が多いので勢い施行上の指導監督が忽せにされる懸念がある。当局は右事情を検討し充分考究することが緊要と認める、なお本件は第一線機関である各土木出張所に共通する問題である。

四、各種工事は概ね計画通り施工されておるも県及町村補助災害復旧工事の中予算関係で翌年度へ支払繰越しているものがあるがこれ等は予算関係で一応已むを得ないものと認められるも確固たる計画をたて斯の如き事能の生ぜしめないよう留意すべきである。

五、経理その他の事務の処理状況は良好と認められたが建設業登録による変更届による原本及び写書えの入手が不十分につき正確を期すべきである。

ついても他のそれに比し劣つてゐる点も指摘されてゐるので先進地の技術を導入するとか又講習会等によつて技術の向上を図るべきである。

四、度量衡業務は戦後器材の不足或いは取締陣容の弱体等に起因し最近著しく不適格器の使用が増加してゐる状態であるがこれが取締については今後一層徹底を期すべきである。なお法令による度量衡器の定期検査も経費人員等の面で法定通り実施されていないことは甚だ遺憾につき、これらの点については急速に実施するよう努むべきである。

五、大阪物産幹旋所整備及び活動の問題については予ねてから注視の的となつてゐるが今なお未解決の儘となつてゐるので早急対策を講ずべきである。

六、出納経理その他事務の処理状況は良好と認む。

企業課 昭和二十六年七月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

監査概況

当課は中小企業の振興策、同共同組合の育成指導、地下資源の開発調査、賠償施設の管理、電気ガスの取締及び効率的消費指導等中小企業の振興策を重点とした事務を管掌してゐるが何分にも立地条件、その他四囲の環境が最悪にあるため全国最下位にある本県の中小企業振興は容易ならぬものがあるが、これが苦難を克服しつゝ目的の遂行に努力してゐるものと認む。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、本県工業は余りにも貧弱にして現在殆んど零細企業のものばかりであるが本県工業振展策の一要件としては県外資本の導入による企業形態によらなければならぬ。幸い関係者の努力により昨秋日本パルプ工場の誘致に今又倉吉町に一紡績工場の誘致段階にあることは本県工業進展上眞に欣ばしいことである。たゞこれ等の操業迄の間においては種々事務的に困難な問題が惹起することも予測されるので小利に捉われず大道

につくべく心掛け当局並に関係者の適切果断なる措置により軌道化するよう努力を希望する。

二、二十六年三月末現在県下二、九七九工場の内一〇〇人以上の従業員を擁するもの僅かに七工場と謂う貧弱さで他は家内工業的のものであり加うるに経済事情の不活潑に禍され操業の運転資金に行詰りを生じ愈々不振の一途を辿る状況にある。これが振興策として専門家を招へいし経営改善(技術、経理、労力等)につき個々に互り検討し指導して改善方策を樹て又金融面では信用保証協会、商工中金、国民金融公庫その他の金融機関に対し融資方につき接衝の労をとる等、その努力の並々ならぬものと認めた。なお経営改善及

び合理化の一環とする青色申告のため簿記、資産評価方法等につき鳥取、米子、倉吉、境等の主要地区に於て五回(延三十一日間受講者延九四七名)講習会を開催してゐる。

三、中小企業等協同組合の育成助長指導についても関心を払い零細企業者を協同組合に組織すると共に共同施設による経営の合理化につき奨励指導を行つてゐるが、これは業者間の無自覚と自己中心主義により涉し難が伴うが中小企業振興のために一段の努力を緊要と認める。二十六年三月末現在中小企業等協同組合法による組合設立数は次の通りである。

区	分	事業協同組合	企業組合	連 合 会	計
製造業(紡織、窯業、食品等外)		八〇	一七	一	九八
非製造業(林業、卸売業、サービス業等外)		六五	七〇	四	一三九

右組合の実態調査により共同施設を要すると認められ

るものに国、県費を以つて補助し施設せしめてゐる二

十五年度内に補助せるものは青谷因州紙協同組合外八組合で補助金総額国費五十万円、県費一百二十二万五千円である。なお組合設立並に共同施設々置後の経営指導が出張旅費その他経費不十分のため放置され勝になつてゐることは甚だ遺憾である。

四、中小企業の現地診断及び地下資源の調査は相当額の経費を以つて実施し究明されているも爾後の施策については余り顧られず、又指導も忽せにされているので強力なる指導が緊要と認む。

五、本県工業の尖端である木材工業は比較的盛んで重要木工果として括目されているが、これが育成指導については常に斯業に対する実態調査把握し今日の経済情勢に適應した木材工業の基盤を確立することが望ましく。

六、木工業の振興策として本年四月工業試験場木工部を分離獨立せしめ木材工業指導所として発足しているが施設々備の不完備のため開店休業の状況にあるので早急充実を図り名実共に第一線指導機関として活動せしむ。

むべきである。

七、經理その他事務の処理状況は概ね適正に執行されておるも次の点留意すべきものと認む。

- (1) 産業用火薬類使用許可手数料一年度分四万五千五百円を手許保管し年度末に一括調定払込しておるのは処理上甚だ適當を欠いてゐる。なお五千五百円を二十六年度へ調定収入しているが、これも年度区分を無視したる処理と認められる、今後これが取扱いに嚴格を期されたい。
- (2) 文書の編さん特に例規關係綴には索引を附し整理保管すべきである。
- (3) 備品整理簿に貸与者の印洩が散見されたので整理を要す。
- (4) 消耗品交付簿の受人記入がされていないので嚴格に記帳し出納を明確にすべきである。

00453

職業安定課 昭和二十六年七月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
 〃 山 上 吟 鏡
 〃 前 田 玄 一

監査概況

当課は職業安定法は基く職業安定事務並ひはこれに関連する失業保険事務等国の委任事務を主管しているが、又県は職業安定事務の一環とする職業補導事業及緊急失業対策法による失業対策事業を当課に主管せしめておりその状況は良好で所期の目的に副い執行されているものと認めた。

なお監査の結果細部事項は次の通りである。

一、県下失業対策事業の施行地は鳥取、米子、倉吉、境等都市を中心として主として土木工事の労務に吸収する失業対策により概ね目的に副い執行しているが、しかし各地失業者の完全就労は到底困難なる状況にある。昭和二十五年失業救済対象者一千五百名に対し就労人員は八百十名前後で一人月平均稼働日数十六、七日程度(月収三千円前後)でなお完全に救済されない実情にある。なお失業者の雇傭適格については個々につき嚴格調査し眞の失業者救済に誤りなからしめると共に完全就労せしむるために国庫補助の大巾獲得と裏付県費の増額に努力が必要である。なお二十五年の失業対策事業執行状況は次の通りである。

施 工 地 域	対 象 失 業 者 数	吸 收 人 員	事 業 費		財 源
			勞 力 費	事 務 費 其 他	
鳥 取	308人	79,496人	11,441,133円	4,645,111円	17,136,254円
米 子	670人	93,555人	15,772,568円	4,675,574円	20,448,142円
					10,248,997円
					8,247,740円
					9,251,255円

00460

倉吉	三八	二四九五五	四、〇三、〇〇〇	六九七、三六三	四、七〇、五六三	二、八七、八四三	一、八四、七四一
境	三〇九	三七七二	五、五九、〇六	二、〇〇、二六	七、六九、六三	三、九七、三三〇	三、六〇、三七三
計	一、五二五	一〇五、四三二	三七、五九六、四七	二、三〇、一九四	四九、七二八、六三	二六、六六六、五九	三、〇三三、〇八

(註) 本表は事業主体が市町のものを含めた県全体の状況を示す。

二、失業対策事業の工事雑費は公共事業費のそれに比し極めて低率で工事執行上の諸経費即ち各種資材工具輕便施設監督旅費等において困難を生じているが特に直接工事執行担任の各土木出張所は施行上大きく支障を生じているようである。しかもこれが工事雑費は果費で支辨している状況であるが、今少しこれを増額すると共に国庫補助対象たらしめるよう強力に中央へ折衝をすることが緊要と認める。

三、四ヶ所の補導所は機械工、木工、建築工、和洋裁、通訳の五種目に分ち臨時に特別補導として事務補導を夜間実施してあるが補導定員二一〇名に対し現員一八一名で二十九名の退所者を出している等は主として補

導生が入所中の生活維持に困難し心ならずも退所を余儀なくしたもののようであるが補導所の盲点となつてゐる補導期間中の生活保障問題解決を採り上げなければならぬ。なお現在補導状況は概ね円滑に行われており漸次成果を収めつゝあるが時代の要請に應ずる補導実施のためには新機機器具の導入整備することも大いに考慮されなければならないことかと思ふ。

四、鳥取職業補導所構内敷地の所有権登記問題については従来屢々勸告しているも今なお措置されていない。都市計画其の他種々の事情により早急なる対処が困難ならば買収当時の経緯と地域の境界等を記録し後日の証拠書類として一括取纏め保存し置くことが肝要であ

00461

る。

五、一般庶務並びに経理事務の処理状況概ね良好と認められたが今後左の点に留意されたい。

- (1) 職業補導所の生産収入は予算額四十五万三千余円に対し収入三十三万四千余円であるが補導所の運営上收支予算の完全執行に極力努むべきである。
- (2) 失業対策費中より補導諸施設物運搬費として三千万円及び同郵便切手代として一万二千余円支出しているが予算上の適正支出でない。

勞 政 課 昭和二十六年七月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
 〃 山 上 吟 鏡
 〃 前 田 玄 一

監査概況

当課は労働組合法、労働関係調整法等関係諸法令に基き労政事務所三ヶ所(鳥取、倉吉、米子)を第一線機関としこれを指導監督すると共に又相協力して労働者の組織

化、組合の育成強化及び労働条件の正当化のため協約締結促進、紛争の予防、労働教育の実施並びに労働者の福祉厚生 労働事情の調査、統計等労働行政全般に亘る諸事務を管掌し円滑に執行しているものと認めた、なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、第一線業務を管理する労政事務所は各所共間借りしており、その存在も兎角忘れ勝ちであるので労資双方の利便なる地点に進出し現地機関としての使命を發揮せしむることが肝要と認める。

二、労働教育については年度計画を樹て左表の通り活潑に実施し労資の関心を昂めて來ているが、なお労働文庫並に聴視覚教具教材の整備も貧弱のようであるので完備の上教育に万全の策を講ぜられるよう格段の努力を望む。

区分	事業名		人員	件数	金額
	講習会	講演会			
人	二〇〇	四三三	一、二七七	四三三	五、六七七
件	三	三	四	一八	一、二五
員	三	三	四	一八	一、二五
数	三	三	四	一八	一、二五
計	三	三	四	一八	一、二五

三、未組織労働者の組織化については労働行政中最も努力されている事項であるが全国平均四五%に対し本県においては労働者総数約七万に対し組織を以つもの三万、未組織者四万で四〇%の底調であるので法的に組織する組合結成に格段の努力を希望する。

四 予算経理は確固たる計画により執行すべきである費目別に検討すれば地方労働委員会費等多額の不要額を生じながらも労働教育啓蒙費等に窮々としている、これらは適期に予算更訂によるとかして効率的事務事業の運営を図るべきである。

五、その他事務の処理状況は整理されているが左の点留意された。

(1) 各種簿冊の編さん、疎雑の嫌がある保存区分を明

確にし索引を附する等厳格なる整理を望む。

(2) 休暇願、超過勤務命令簿等に課長印洩れが二三あった。

(3) 年度末(三月)に物品購入、出張等相当多く自立

農地課 昭和二十六年七月二十三日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 〃 山 上 吟 鏡
 〃 前 田 玄 一

当課は農地調整法、自作農創設特別措置法、土地改良法等農地改革上の一連の法令に基き極めて煩鎖にして多岐

多端な事務を掌理しているが、その状況は円滑に執行されているものと認められた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、農地改革の根幹をなす農地等の買収、売渡事務並びにこれが対価の收支事務は極めて円滑に執行処理しているものと認められた。なおこれら買収或いは売渡したものは

件数は二十万件以上に及んでおり、これが対価の確定事務として個々に互り照合点検の上過不足のものに對しては追徴返納或いは追加払の措置を要することゝなるがこれが処理状況は余り進捗していないので一層の努力が必要である。

二十五年末現在の執行状況を見れば次の通りである。

区分	種別	件数	面積	対価
買 收	農 地	六、八六	一九、八五	一九八、三八六
	牧 野	三、六	三、九三	一、七四、九八
売 渡	農 地	一四、一八	一九、七三	二一八、四三七、四七五
	牧 野	二、二七	三、九二	一、七四、五三五

二、売渡保留となつてゐる国有農地その他土地の管理については知事の委任事務としてこれを分掌しているの

で従つて国有農地等の国有財産に関する規定に基き管理台帳を設け置くべきであるが、貸付分その他個々の台帳はあるも前記規定に基き総合的台帳がないのでこ

れを備付け管理の万全を期すべきである。なお昭和二十五年末現在保留土地として管理中のものは次の通りである。

農 地 一、二八町六反
 牧 野 四町五反

00464

宅地 五〇〇坪
池井 二ヶ所

三、農地改革の最終的重要施策とし且亦その成果維持の一方策である農地交換分合に關しては果下の可能見込面積約二万町歩の農地を対照とし五年目標計画を樹て二十五年度より実施しているが同年度は概ね農家の啓蒙宣傳とモデル町村完成に重点を置いたため些か進捗を阻んでゐるが次年度からは今少し強力に実施するよう希望する。なお二十五年度の実施狀況は次の通りである、

○交換分合実施町村数

岩美郡 一村 八頭郡 二町村 気高郡 四村
東伯郡 四村 西伯郡 五町村 日野郡 二村
計 一八町村

○權利変動実面積

四五三町一反 一、三七五戸

四、農地等の移動申請件数は三五六件あり昭和二十四年に比較すれば七四件の増加を示しているが均分相続に

よる農業経営の零細化防止と又住宅敷、学校用地への移譲が目立っているので、これが農地の譲渡対象吟味と適期を逸することのないよう申請認可の迅速化につき格段の配意が緊要と認めた。

五、小作契約の文書化については、小作地三、五〇〇町歩、五二、四八二筆のうち昭和二十五年末現在で契約文書化されたもの三、三二五町歩、四九、八五九筆で九五%を完了しており中国四国九県の内その進捗狀況は第一位にあるようであるが残余の五%が相当難関のようであるから最後迄の完結に格段の努力を希望致した。

六、經理その他事務の処理狀況は概ね良好と認められたが 超過勤務命令簿に所属長監督者或いは従事者の認印洩れものがあつたので整理し今後嚴格に命令すべきである。

00465

耕地課 昭和二十六年七月二十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

監査概況

当課は土地改良法、農地開發法その他の關係法令に基く諸事業即ち果営の灌漑用排水事業、埋立干拓事業、農耕地の災害復旧事業を担当し更に果の補助事業である農業水利改良事業及び農道整備事業を行つて農業生産力の増強を図る等農業経営上の基盤となる各種重要施策を執行して果下農村を大きく寄与しつゝありその狀況は概ね順調に執行されているものと認めた。

なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、昭和二十五年執行の耕地關係事業の概況は次の通りである。

○果営灌漑及び用排水事業 四千二百四十八万円

(工事監督雜費を含めた総事業費)

南谷村外三ヶ村用水改良事業

頭首工 一ヶ所 七百七十三万円

(水路盛土 五二三立米)

羽合用水改良事業 二百万円

(水路改修 一、〇七三米)

米川用水改良事業 六百三十万円

(水路改修 二、六四五米)

佐野川用水改良事業 二百四十一万円

(水路改修 四一一米)

大口堰用水改良事業 八百九十一万円

(水路改修 一、六四六米)

大井手用水改良事業 一千五百十三万円

(揚水機新設 一ヶ所)

○埋立干拓事業 一千四百七十二万円

弓ヶ浜西岸埋立事業

(埋立 一五一、九二二立米) 一千四百七十二万円

(捨石 二、一六三立米)

○災害復旧事業 四千一百三万円

耕地復旧

公共施設(一八、九三七立米・一二五ヶ所) 四千一百三万円

○農道整備事業(補助事業八一地区分) 二百五十万円

(外に地元負担 二千二百五十万円)

○農業水利改良事業(補助事業四二地区分) 二百万円

(外に地元負担 四百二十九万円)

○温水溜池事業(補助事業五ヶ所分) 四百四十九万円

(外に地元負担 四百八万五千元)

○農地改良事業(補助事業溜池新設一区画整地)

三百七万円

(外に地元負担 二百七十四万円)

二、土地改良事業の一環として施工した県管灌漑用排水事業は前記の通り南谷村外三ヶ村用水改良工事外五工事(主として水路改修工事)であつて計画通り四千二百五十八万円を以つて施行している。なお今後予定しあるものは十二地区関係面積八千五百余町歩に及んであるがこれが早期実施につき一層の努力を希望致したる。

三、増産対策の一環とする干拓事業は国営の代行(計画地区五〇町歩以上のもの)として実施しているが県下七地区(内一地区は国庫補助干拓)を一応計画しその中、国の認証を得て現在実施中のものに弓ヶ浜地区五十七町歩があり二十五年に耕地十四町歩を造成十三町歩を耕作地として売渡しているが、これは昭和二十三年度起工、同二十五年完了の予定が国の財政事情により延引されている。なお崎津地区の百九町四反も二十六年度において認証を得ており他の五地区(渡、彦名、東郷池、湖山池、湯山池)は現在調査段階にあるが極力中央に要請して本事業の促進を図るべきである。

四、農道整備並びに農業水利改良事業に対する国庫補助が突然昭和二十四年度限り打ち切りとなつたため既に補助を予定して施工していた県下農村では県の一端的責任上尠くとも果費を以つて助成すべきことを要請したため農道整備に対しては工費の二〇% 農業水利改良機械揚水工事には四五%、水路溜池工事には三〇%の

果費補助をすることゝし次の通り補助を交付している。

事業名	件数	事業費	果費補助
農道整備事業	八〇件	一千二百五十万円	二百五十万円
農業水利改良事業	四〇件	六百二十九万八千円	二百万円

五、昭和二十三年度着工の土地改良事業として国庫補助

(四割)を受昭和二十五年度も引き続き施工したものに津ノ井村の溜池新設工事(工費一百八十万円)及び日置谷村の耕地整理(工費三百十二万六千円内古田整理

費国庫補助打切りに伴ない果費補償四十万円)があるが津ノ井村溜池工事は竣工し日置谷村耕地整理は昭和二十七年完了予定であるが概ね円滑に施工しているものと認めた。

六、昭和二十四年制定にかゝる土地改良法により土地改良区の新設、水利組合及び耕地整理組合より組織替その他これ等に伴う耕地整理組合の解散、耕地整理換地処分等を要することゝなつておるが改良区新設或いは

旧組合より改良区への組織替或いは解散等は昭和二十五年度は余り進捗していないので一層促進方につき努力をすべきである。

七、予算経理執行中一般事業に対する地元寄附金の収納が遅延し勝である中でも大口堰用水改良事業は既に工事を完了しているにもかゝらず地元負担金中五十六万三千円を未収として昭和二十六年に繰越していることは事情の如何を問わず適正と認め難い早急収納整理すべきである。

八、又大口堰用水路の用地買収に伴う登記事務も未処理のまゝとなつておるので早急登記を完了すべきである。九、灌漑用排水果管工事或いは干拓代行事は相当敷施

工されおるも工事台帳の備付がないのでこれを設け所定事項は記載しておくべきである。
一〇、その他事務の処理状況は概ね良好と認められた。

農業協同組合課 昭和二十六年七月二十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

山 上 吟 鏡

監査概況

当課は県下農協団体に対する法定検査と組合経営の改善指導、役職員の養成教育を実施し又農村工業の振興に努力しているが農協組合の現況は必ずしも良好とは謂い難い、これら組合の育成助長については県政上から謂つても重要施策であるので今後積極的に各種施策を通じ組合の育成助長に一層の努力が緊要である。

なお監査の結果による細部事項は次の通りである。

一、経済情勢の変動により県下農協組合も必然的経営不振に陥りつゝあり現在二〇六組合の中、要指導組合は一〇四組合の多きにある。これらは殆んど金融面に逼

迫している状況であるが刷新対策として県信連、県教育情報連等の連合体と連結して刷新対策本部を組織し二十一組合の長期駐在指導(平均約三ヶ月)と八十三組合の巡回指導を行い実効を収めていることは眞に結構であるが今後引き続き実施を希望致したい。

二、県下単位組合に対する本年度常例検査は対象組合一八六組合中約三分の一の六五組合を実施しているが少し経費と指導陣容を強化し検査の全面的実施と積極的再建指導を必要と認められた。

三、県下不振組合の原因を探究するに主として組合員自らの協力意欲の低下と役職員の組合精神に基く責任觀念の欠如によつて経営不振に陥らしめている傾向にめるがこれらは当初組合に対する一般認識の啓蒙に不徹底の憾みが窺れるので今後積極的公報活動を図ることが望ましい。

四、農協団体を対象とする農村工業は昭和二十五年末現在八三組合(食品七七、木竹四、織維二)が設立されこれが育成指導に努力しているが、生産的指導奨励事

務は農務課の所管となつているため実際指導面で当該との限界が割然としておらず勢い事務執行に支障を生じている。本県農村工業の振興上強力に活動なさしめるためには、行政の一元的統一を図ることが最も緊要と認められた。

五、農業倉庫の設置については幸い昭和二十五年度に二七組合に対し二百四十万円の県費を助成し建坪六一〇坪の新築を見ておるが今後農協組合の強化と相俟つて更に相当数の新政策を要するものと認められるので順次検討の上設置につき援助が望ましい。

六、經理その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが左の点について今後留意されたい。

(1) 組合設立認可申請書は年度区分を明確にし編綴し置くべきである。

(2) 組合定款変更認可申請書中、議事録謄本に証明なきものを認可していたが今後の許可事務に慎重を期すべきである。

開 拓 課 昭和二十六年七月二十四日監査
監査委員 岸 本 政 嘉
前 田 玄 一

当課は立地的、経済的悪条件下にある県下未墾地開拓行政を管掌し新農村建設に不断の努力を払い所期の成果を挙げつゝあるものと認められた。即ち現在県下入植戸数九六〇戸、経営耕地七六〇町五反(一戸当り平均八反)であるがその前途は未だ多難とは謂え漸く自立自給の線に到達しており開拓第一期の目的を完遂して来たことは眞に慶びに堪えない。

尚監査結果による細部事項は次の通りである。

一、開拓財産売渡事務とこれに伴う登記事務は総体的に見て遅延勝ちである。特に本年度迄の買収面積七、九八三町歩に対し売渡完了せるものは三、一五九町歩でこの内登記完了のものは僅か一、二七六町歩といつた低調さであるので今後一層計画的に本事務の促進を図るべきである。

00470

二、本年度迄の開拓計画地七、九八二町歩の中五、五七七町歩余を開拓実施しているが計画地面積に対する実施面積は国の財政事情に左右され概ね二、〇〇〇町歩程度は年々繰越されておるので開拓者の熱望に副うべく計画実施に折角の努力が望ましい。

三、前記開拓実施したもの、開墾状況は計画面積三、四四九町歩に対し本年度迄の開墾面積一、七六七町歩(五一、二%)であつて進捗状況は不振につきこれが促進に努力すべきである。尙補助率の改率等により実施を阻害しているようであるが机上計画に終らぬよう努力を望みたい。

四、開拓地における入植施設は国庫補助或いは県費助成等により漸次整備されつゝあるが分教場住宅、電燈設備、共同井戸等の施設は遅々として捗つていない、これらは開拓地の健全農村建設のための基本的施設であるだけに積極的施策が肝要である。

五、開拓地の道路水路等諸工事は本年度総工費の六割程度を国より概算交付を受け美保地区道路外十四地区の

各種工事を約一千万円(全額国庫負担)で施工、竣工しているが昭和二十六年よりこれらの工費は一応県費をもつて立替払せしめらるゝこととなるので県財政上尠からず影響するものと考えらるゝも当局の格段の援助と配意が望まれる。

六、組合組織による加工事業は現在香取開拓組合外八組合(製材、精米、麦、粉その他)が施設経費に対する融資四百四十万余円(過去三ヶ年度分)を受け操業しているが中でも双伯開拓(醬油、搾油)及び服部開拓(澱粉、飴)組合が漸く軌道上にある程度で他の組合は不振である、これが組織面の指導監督は当該所管し経理面の指導は協同組合課で担当しているため兎角これらの点で軽視される傾向にあるので横の連繫を密にし強力なる指導育成が肝要である。

七、開拓地採種事業は国からの馬鈴薯原種圃の指定を受け昭和二十六年度より県内自給の基盤として実施されつゝあることは眞に結構である。殊に寒冷地産の馬鈴薯原種は従來の北海道産にも匹敵するものとして実証

00471

されているのでこれらの事業推進に当つては関係機関と連繫を密にし積極的指導が肝要である。

八、開拓地営農指導については現在営農指導員九名(西部地区四名、日野地区二名東伯地区三名)が当つているが開拓地の特異性と各種悪条件による困難性は一応認めらるゝもこれら第一線機関の指導監督は不十分の面が窺れるので指導員の質的向上を図ると共に今後の指導監督を強力に徹底せしめるよう充分留意すべきものと認めた、尙東部地区は直接当該課で担当しているが現地指導については充分考慮が望ましい。

九、経理その他事務の処理状況は概ね良好と認めたが消耗品の保管出納状況は杜撰であるので交付簿を作成し厳格に出納すべきである。

経 理 課 昭和二十六年七月二十五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

監査概況

当該は土木関係災害復旧、災害防除対策等の企画並びに予算経理の総括、建設業法による登録事務或いは諸法令規則の改廃、工事執行に伴う土地所有権、移転登記事務及び建設工事の主要資材需給調整事務等を所管しており、その処理状況は概ね良好と認めた。なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、建設業法もその趣旨徹底し、登録も円滑に処理しており昭和二十五年末知事認可一八四件、建設大臣認可三八件、計二二二件で、之等業者の育成助長並びに建設業の健全なる発展に努力していると認めたが、今後は指導監督に格段の留意をなし、不良業者の取締に対処されたい。なお関係業者に対する指導育成助長策として、次の如き方策を実施していることは結構なことである。即ち経営の合理化指導として昭和二十五年鳥取、米子、倉吉三地区において経理指導を行い労力、経費等の支出処理を一地区二日間に亘り指導している。金融指導として資金に困難する業者が多いので昭和二十五年十一月以降において県工事の完了せる

00472

もので予算的支払遅延のものに対しては、県が金融機関に保証の上融資を受けしめており、之が利用状況は二〇件二千四百四十三万二千余円に昇つてゐるが、右保証については慎重なる審査が特に緊要と認められる。

二、災害復旧施策の一環として、本年二月災害復旧促進協議会が設置されているが、日なお浅きため、不活発のようである。早急に予算並びに役職員を決定し、健全にして活発なる活動を希望したい。

三、土木事業費の財源はその大部分が国庫補助と起債或いは寄附金等に依存してゐる關係上財源受入が年度後半となりいきおい工事の施行が遅延し、中には年度末に至り着工のものも多く見受けられるが、これらについては積極的に財源確保に努め迅速な執行を期することが肝要と認められた。

四、工所用資材の需給調整については資金並びに輸送等受人態勢の不調によりこれが購入をなす上に種々困難を生じているが、工事の円滑化を図る爲確固たる需給

計画とこれに伴う繰替金の予算的措置を講ずることが緊要と認められた。

五、土木事業に伴う漬地所有権移転の登記事務は各出張所共当該事務にたんのうな職員いないのと、又これに伴う事務的諸経費が見られていない点で逐年放任されてゐるが計画的に登記事務の促進を図るべきである。なお昨年五月調査による県下の状況は七一二件総面積二一町歩余もある。この外以前のもので調査不能のものが相当あるようであるが、これらは更に調査究明し登記の完璧を期すべきである。

經理その他事務の処理状況は大体整理され良好と認められたが、なお左の点留意されたい。

(1) 天神川改修計画区域内の立木代四千三十円を不用品売払代として收入手続にあるも、生産物売払代として処理するが正当と認める。

(2) 河川、港湾、道路工事施工に伴い生ずる廢川敷埋立地或いは廢道敷その他の土地が工事執行上の財源(換地とか売却等による)とならないものの外は、

00473

所定の手続を了した上一応県の所有権を設定するとともに県有財産として台帳に登録し管理すべきにつき財政主管課と連絡の上遺漏のないよう処理された。

(3) 前渡金精算が遅延の傾向にあるので会計規則に示す期限内につとめて精算するよう留意すること。

(4) 書類の編綴にあつては索引を附して整理することが肝要である。

建築課 昭和二十六年七月二十五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
前 田 玄 一

監査概況

当課は県内における一般及び特殊建築物の基準法による指導取締と庶民住宅建築計画その他これに附随した建築行政を管掌し、その処理状況は概ね良好と認められた。なお監査結果による細部事項は次の通りである。

一、建築物基準法の施行に伴い従來の旧法による建築物

統制許可事務は届出制による確認事務に移行されているが、施行後日が浅く未だ一般住民に本法趣旨が周知されていないので、これが周知徹底策を講じ適法建築に反したものでないは無届のものないよう今後格段の努力が緊要と認められた。

二、該法の施行による県下適用地域は漸次拡張されつつあるが、指定地域内における建築指導並びに取締は職員数の僅少と諸経費の面で制約をうけ、いきおい事務執行上支障を与えているので今後積極的活動を図らしめることが必要と認められた。

三、建築物確認事務についても前項と同様の事情により、現在殆ど書面上の確認となつてゐることは、法の趣旨からして遺憾である。今後嚴格を期するため実地についても確認することが緊要と認める。なお特殊建築物に対する確認後の法定上の実地検査も実施されていないようであるが、これらの点についても充分配意が必要である。

四 県下住宅不足戸数は一万一千余戸(昭和二十五年十

月一日国勢調査による)にして年々一千六百余戸の不
 足が累加されている。県は昭和二十五年公共事業と
 して(国補二分の一)一六八戸を鳥取市外一〇ヶ町村
 (補助額二百四十九万余円)に建築割当しているが鳥
 取市のみ未竣功である。(進捗率六七%)一方県営ア
 パートは三万六千余円を以て建築中でありこれ亦
 未竣功である。右は起債の認可、国庫補助金交付時期
 等に起因し遅延しているものと認めるとも早急工事の完
 成に努むべきである。

五、住宅金融公庫法に基く住宅の設計審査、工事仕様の
 認定等の委託事務を所管しているが、昭和二十五年
 四三五件中合格四三〇件で、その万全なる措置を構じ
 ているようである。ただこれが手続上に鎖煩な面が多
 いから努めて懇切に扱い非難を受けないよう留意が肝
 要である。

六、経理その他事務の処理状況は大体良好と認むるも左
 の点留意改善されたい。

① 昭和二十五年内建築士免許手数料二十万円で収入

しているが右の外に数千円を昭和二十六年に収入
 しているのは適当でない。

② 建築士受験料、建築士免許手数料その他手数料の
 収入に際し係員の手持期間が永く、県金庫への払込
 が甚だしく遅延しているが、今後速かに会計課を調
 定通知をなし収入するよう厳に留意すべきである。

③ 出張命令にして日時の重複せるものが一件あり二
 重支払せるを認めたので正当処理の要がある。

④ 履歴書の手入について法律條例等の改正事項が記
 入されていないので整理すべきである。

河 港 課 昭和二十六年七月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

前 田 玄 一

監査概況

当課は県内河川港湾の改良修築維持と各年災害復旧事業
 を執行し普通河川関係約八千三百余万円 普通港湾関係
 (漁港修築を含む)約四千四百余万円、河川港湾災害復

旧関係約一億八千万円とその他に緊急失業対策事業約七
 百八十余万円及び若干の河川並びに港湾の調査に当り、
 当課主管の事務事業約三億一千数百万円を円滑に執行せ
 るものと認めた。

なお、監査結果の細部事項は次の通りである。

一、本県河川は地勢急峻なるため、土砂の流出が甚しく
 総体的に河床が隆起しているため、一度出水すれば護
 岸堤防の損壊甚しく河川のみ昭和二十五年災害復旧
 事業費一億六千余万円(内国補対象外として一千二百
 余万円県負担)の工事を施行しているが、その外にこ
 れと併行して智頭町智頭及び南方の災害助成工事一千
 八百万円(国、県折半負担)を実施し、又災害防除施
 設事業として天井川外八河川工費一千一百余万円(県
 費担七百余万円)を施行している。これ等は災害復旧
 並びに災害防除のためのものであるが、中小河川の左
 陀川、小松谷川、日置川、塩見川、由良川五河川の改
 良工事四千九百万円(県負担二千三百七十余万円)も
 施工している。以上はいづれも国庫補助事業であり、

これが裏付に相当額の県費支出を余儀なくさせられる
 ので県單獨事業としては漸く百万円を支出し小工事を
 執行しているに過ぎない。

二、本県の港湾はいづれも漂砂に禍されその工事も殆ど
 が浚渫に終始されているようである。即ち運輸省所管
 補助工事で見ても鳥取港の六百万円、赤碕港の二百五
 十万円、田後港の一百五十万円、網代港二百五十万円
 米子港一百五十万円等いづれも浚渫工事であり単県工
 事(災害復旧)の米子港五十万円及び四十万円、泊港
 二十万円、農林省所管補助工事の泊港一百六十万円も
 亦浚渫工事であつて、築堤物揚場の新設その他港湾施
 設としての工事は網代港を除いては見るべきものがな
 い。又これ等はいづれも請負施工となつてはいるが、本
 県港湾の特殊事情から今後永久に浚渫を繰返すことが
 予測されるので県有浚渫船の増強を図り、県直営とし
 てこれ等工事の効率化と経費節減を図ることが得策で
 ある。考究すべき事からである。

三、許可認可事務は概ね円滑に処理されているが該当件